

うるま市特定用途制限地域(案)の縦覧について

～地域にとって望ましくない建築物等の規制に向けて～

- 都市計画法の規定に基づく用途地域が指定されていない地域では、都市計画法上、建築物等の用途に関する規制が存在しません。このため、地域にとって望ましくない(建てほしくない)建築物等の立地が進行する可能性があります。集落や隣接する市街地(用途地域内)の良好な住環境を保持・形成していくため、その様な建築物等の立地を法的に規制する『特定用途制限地域』の指定を予定しています。
- 特に住宅と畜舎が近接していることによる悪臭問題への対処やインターチェンジ周辺の環境的、景観的な誘導を図ることが緊急の課題となっている石川地域から先行して指定します。具志川、勝連、与那城地域についても、具体的な規制の内容を皆さまと一緒に考えながら、年次的に指定していきます。
- 規制の対象となる建物は、遊戯・風俗施設、畜舎、産廃施設、一定規模の工場及び店舗・事務所などです。※詳しくは、市役所都市計画課、市ホームページでの閲覧をお願いします。

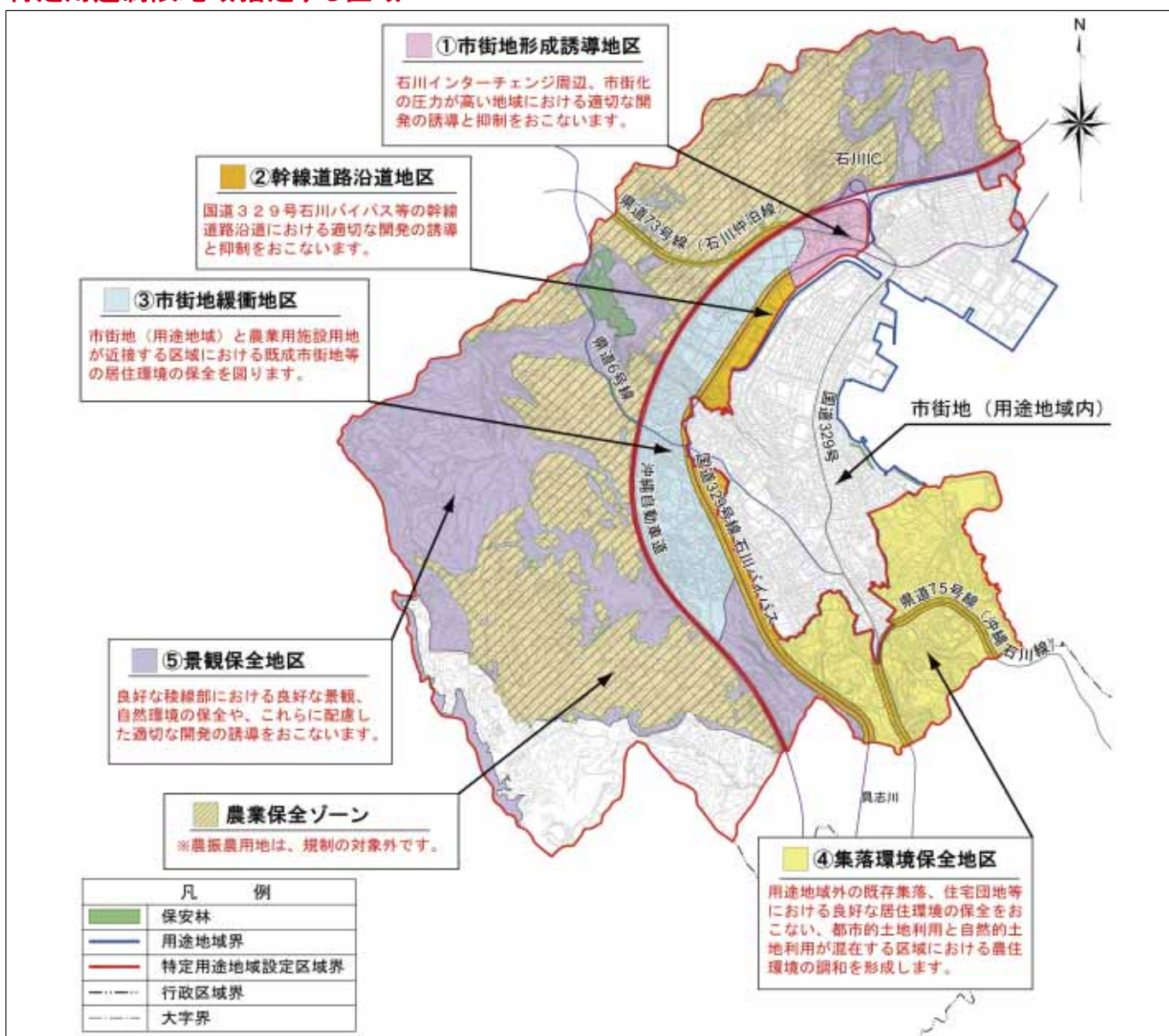
■期間：平成23年10月11日(火)～平成23年10月25日(火)

■時間：午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜・祝祭日を除く)

■場所：うるま市都市計画課(石川庁舎2階)

■都市計画法の規定により、うるま市特定用途制限地域(案)を公衆の縦覧に供します。なお、当該都市計画(案)について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、うるま市へ意見書を提出することができます。※日程変更となる場合は、市ホームページ等でお知らせします。

特定用途制限地域指定する区域



お問い合わせ：都市計画課 ☎965-5620